

「CDS清算基金所要額に関する規則」等の一部改正について

1. 改正趣旨

平成25年12月10日に公表・実施された金融庁の「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」において、清算参加者が破綻した場合に備えて当社が保持すべき財務資源について、CDS清算業務にあつては、自社及び親会社の関連会社を含む連結ベース（以下「連結ベース（広義）」という。）の上位2先の破綻をカバーすべきとされたことを踏まえ、CDS清算基金の計算方法を見直すべく、CDS清算基金所要額に関する規則等について、所要の改正を行う。

2. 改正概要

(備考)

○CDS清算基金の計算方法

- ・ CDS清算基金は、想定損失額（連結ベース（広義）の範囲に他の清算参加者が存在する場合は、当該他の清算参加者の想定損失額との合計額）の上位2先の清算参加者の想定損失額を合計した額に基づいて計算することとする。

- ・ CDS清算基金所要額に関する規則別表b

○その他

- ・ 連結ベース（広義）の範囲の特定のため、「関係会社に関する報告書」を報告事項に追加する。

- ・ CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い第24条第1項第18号の2

3. 施行日

平成26年2月28日から施行する。

以上

CDS 清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>別表 CDS 清算基金所要額の算出に関する表</p> <p>各清算参加者に係るCDS 清算基金所要額は、CDS 清算基金算出日（債務負担処理期間（CDS 清算業務に関する業務方法書の取扱い第35条第2項に規定する債務負担処理期間をいう。以下同じ。）における第3当社営業日（当社が通知により別に定める場合を除く。）をいう。以下同じ。）において、次のaに定めるCDS 清算基金基礎基準額とbに定めるストレス時想定損失負担額のうちいずれか大きい額（これらの額がいずれも1億円を下回る場合には1億円）とし、当該額を当該CDS 清算基金算出日からその直後の清算基金算出日の前日まで適用する。</p> <p>a （略）</p> <p>b ストレス時想定損失負担額は、対応するCDS 清算基金算出日の1か月前の応当日（応当日が存在しない場合又は休業日に当たる場合には、その直前の当社営業日）から当該CDS 清算基金算出日までの期間に属する各当社営業日における<u>清算参加者の担保超過リスク額（清算参加者に関係会社等（ある会社の子会社及び関連会社並びに当該ある会社の親会社、当該親会社の子会社及び当該親会社の関連会社をいう。）に該当する他の清算参加者が存在する場合には、当該他の清算参加者の担保超過リスク額を合計した額）が上位である清算参加者2社の担保超過リスク額の合計額の平均額を、当該CDS 清算基金算出日における当該各清算参加者の当初証拠金所要額（業務方法書第29条の規定により当初証</u></p>	<p>別表 CDS 清算基金所要額の算出に関する表</p> <p>各清算参加者に係るCDS 清算基金所要額は、CDS 清算基金算出日（債務負担処理期間（CDS 清算業務に関する業務方法書の取扱い第35条第2項に規定する債務負担処理期間をいう。以下同じ。）における第3当社営業日（当社が通知により別に定める場合を除く。）をいう。以下同じ。）において、次のaに定めるCDS 清算基金基礎基準額とbに定めるストレス時想定損失負担額のうちいずれか大きい額（これらの額がいずれも1億円を下回る場合には1億円）とし、当該額を当該CDS 清算基金算出日からその直後の清算基金算出日の前日まで適用する。</p> <p>a （略）</p> <p>b ストレス時想定損失負担額は、対応するCDS 清算基金算出日の1か月前の応当日（応当日が存在しない場合又は休業日に当たる場合には、その直前の当社営業日）から当該CDS 清算基金算出日までの期間に属する各当社営業日における<u>担保超過リスク額が上位である清算参加者2社（当該清算参加者を含む企業集団に含まれる他の清算参加者を含む。）</u>の担保超過リスク額の合計額の平均額を、当該CDS 清算基金算出日における当該各清算参加者の当初証拠金所要額（業務方法書第29条の規定により当初証拠金所要額の引上げ措置を受けている清算参加者については、当該引上げ措置を行う前の当初証拠金所要額）に応じて按分した額とする。なお、このbにおいて「担保超過リスク額」とは、当該各清</p>

拠金所要額の引上げ措置を受けている清算参加者については、当該引上げ措置を行う前の当初証拠金所要額) に応じて按分した額とする。なお、このbにおいて「担保超過リスク額」とは、当該各清算参加者の当該期間に属する各当社営業日における自己取引口座及び各委託取引口座(当社が業務方法書第59条第6項の規定により区分口座を設定している場合には、区分口座) ごとの清算約定に係るストレス時リスク相当額(CDS取引に係る価格の極端な変動により、当該清算約定から当該清算参加者に生じ得る損失に相当する額をいい、当社が通知により定める方法により算出するものをいう。) から当該清算参加者の当該当社営業日の当該自己取引口座及び各委託取引口座に係る当初証拠金所要額を差し引いた額(当該額が負数となる場合は、0とする。) を、すべての当該自己取引口座及び各委託取引口座について合算した額をいう。

付 則

この改正規定は、平成26年2月28日から施行する。

算参加者の当該期間に属する各当社営業日における自己取引口座及び各委託取引口座(当社が業務方法書第59条第6項の規定により区分口座を設定している場合には、区分口座) ごとの清算約定に係るストレス時リスク相当額(CDS取引に係る価格の極端な変動により、当該清算約定から当該清算参加者に生じ得る損失に相当する額をいい、当社が通知により定める方法により算出するものをいう。) から当該清算参加者の当該当社営業日の当該自己取引口座及び各委託取引口座に係る当初証拠金所要額を差し引いた額(当該額が負数となる場合は、0とする。) を、すべての当該自己取引口座及び各委託取引口座について合算した額をいう。

CDS 清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第24条 業務方法書第20条に規定する当社が定める場合は、清算参加者について次に掲げる事項が生じた場合とし、当該清算参加者は、当社所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して当該事項を当社に報告するものとする。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p><u>(18)の2 金融商品取引業者にあつては、金融商品取引法第46条の3第2項の規定に基づく関係会社に関する報告書を作成したとき、登録金融機関にあつては、金融商品取引法第48条の2第2項の規定に基づく関係会社に関する報告書を作成したとき、外国法人である金融商品取引業者にあつては、金融商品取引法第49条の3第2項の規定に基づく関係会社に関する報告書を作成したとき。</u></p> <p>(19)～(35) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年2月28日から施行する。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第24条 業務方法書第20条に規定する当社が定める場合は、清算参加者について次に掲げる事項が生じた場合とし、当該清算参加者は、当社所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して当該事項を当社に報告するものとする。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(19)～(35) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>